

1 売払物件

売払物件は、次のとおりです。

物件 番号	(財産名) 所在地	種目 (現況)	面積	最低売却価格
1	(旧みちのく荘)			
	<建物> 福島市飯坂町字小滝5番2	建物 (旅 館) 鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下2階付6階建	2,856.52㎡	12,210,000円 (消費税及び地方消費 税を含みます。)
	<土地> 福島市飯坂町字小滝5番2	土地 (宅 地)	2,281.78㎡	13,690,000円
	福島市飯坂町字赤川端13番	土地 (鉱 泉 地)	13㎡	13,850,000円
合 計				25,900,000円 26,060,000円

※ 建物は県所有です。

※ 土地は地方職員共済組合所有です。

※ 入札参加前に必ず物件の下見を行い、現況を確認してください。

なお、事前にみちのく荘の建物の内覧を希望する場合には地方職員共済組合(事務局:福利厚生室 024-521-7039)にご連絡ください。日程調整のうえ建物内部をご案内します。

- 福島県所有の建物が、地方職員共済組合が所有する土地の上に存在するため、福島県及び地方職員共済組合が合同で、土地及び建物を一括して入札に付します。
なお、入札金額につきましては、土地及び建物の合計金額(建物に係る消費税及び地方消費税相当額を含む)を記載して頂きます。
- 入札関係の手続きにつきましては、財産管理課が代表窓口となりますので4(1)イまでお申し込みください。
なお、契約手続きにつきましては、県(建物)と地方職員共済組合(土地)とに分けて個別に契約手続きを進めることとなります。

2 入札参加者の資格

次に掲げる方以外の方を入札参加資格者とします。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前期アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者